

現状変更の制限

◎ 指定文化財の現状変更行為について

国・県指定の文化財（史跡・名勝・天然記念物）の現状を変更する場合には、国指定は、文化財保護法第125条第1項の規定により文化庁長官の、県指定は、岡山県文化財保護条例第35条第1項の規定により岡山県教育委員会の現状変更の許可が必要です

○ 現状変更とは？

現状変更とは、当該指定文化財の現にある状態を変える行為や保存に影響を及ぼす行為を意味します。ただし、維持の措置（別途省令で定めた内容）又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、現状変更許可を受けずに行うことができます。

◎ 変更等の許可申請に関して

○ 現状変更許可申請の流れ（国指定）

- | |
|--------|
| ① 事前協議 |
|--------|

事業者は、文化財所在地の市町村文化財行政主管課、又は県教育委員会（文化財課）で指定範囲を確認し、文化財所在地の市町村文化財行政主管課又は、県教育委員会（文化財課）と現状変更の手続きについて協議をする。
- | |
|-----------|
| ② 事前調査・計画 |
|-----------|

必要に応じて調査を行い、文化財に影響を与えないような計画を策定。必要に応じて、文化財所在地の市町村文化財行政主管課、県教育委員会、文化庁の指導を受ける。
- | |
|-----------|
| ③ 許可申請書提出 |
|-----------|

文化財所在地の市町村文化財行政主管課に許可申請書を提出（3部）。県教育委員会は、意見を付して許可申請書を文化庁長官あて進達。
- | |
|--------------|
| ④ 文化庁長官による許可 |
|--------------|

文化庁長官による許可が県教育委員会・市町村文化財行政主管課経由で送付される。
- | |
|-------------|
| ⑤ 現状変更完了届提出 |
|-------------|

現状変更許可後、工事を施行し、完了した後に現状変更完了届を文化財所在地の市町村文化財行政主管課、又は県教育委員会経由で提出。

※ 県指定の場合もほぼこれに準じています。

※ 期間の延長等、許可申請の際と内容の変更の必要性が生じた場合には計画変更等の手続きが必要です。

※ 現状変更申請に対する許可の可否の判断まで一定の期間を要します。